

邑楽町農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項

1. 目的

農業委員会等に関する法律に基づき、邑楽町農業委員会の農地利用最適化推進委員を募集する。

2. 業務概要

農業委員会が定めた区域において、農地等の利用の最適化の推進に向けて主に以下の現場活動を行います。

- (1) 担い手への農地の集積・集約化に向けた活動
- (2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた活動
- (3) 新規参入の促進のため活動
- (4) その他、地域の農業振興に向けた活動

これらの推進のために、地域で話合いや農地利用状況の調査（農地パトロール）などの活動を行う予定です。具体的には、「農地利用最適化の推進に関する指針」に基づき活動します。また、推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、農業委員会総会等に出席して意見を述べることができます。

3. 任期

農業委員会が委嘱した日～令和8年7月19日

4. 身分及び報酬

邑楽町の特別職の非常勤職員として、月額 15,000円

5. 募集人数

1人（第4区域）

6. 推薦又は応募する区域

担当区域名	担当区域の範囲
第4区域	鶉上、鶉下及び鶉新田

7. 推薦を受ける方又は応募できる方の資格（応募資格）

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方で、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができ、次のいずれにも該当する方とします。

- ・町内に住所を有する方
- ・町の職員でない方

※次に該当する方については、募集に応じる資格がありませんのでご注意ください。

- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・町税に滞納がある方

8. 推薦及び応募に係る手続等

所定の推薦書又は応募書に必要事項を記入の上、提出してください。

- ① 町内農業者等が推薦する場合（別記様式第1号）
- ② 農業者が組織する団体からの推薦の場合（別記様式第2号）
- ③ 応募（自薦）の場合（別記様式第3号）自ら記入してください

※推薦者は町内在住及び町内に所在する法人又は団体に限ります。

9. 募集の期間

令和7年6月23日（月）午前8時30分～令和7年7月25日（金）午後5時15分まで農業委員会事務局に推薦書及び応募書を持参又は郵送により提出してください。

※持参される場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日に提出することはできません。

※郵送される場合、7月25日（金）必着です（消印有効ではありません）。

※期間終了後、募集人数に満たない場合は、募集期間の延長をします。この場合は、邑楽町のホームページで公表します。

10. 情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報は、募集期間の中間（7月中旬）と期間の終了後（7月下旬）に邑楽町のホームページで公表します。

公表内容は、推薦書及び応募申込書に記載された住所、電話番号及び生年月日以外のすべてとなります。

11. 選考方法、結果及び委嘱

募集人数が定数を超えた場合など、邑楽町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において候補者の活動歴等の評価・審査を行い候補者を選考し、農業委員会より委嘱します。選考結果は、委嘱後に邑楽町ホームページで公表します。

12. 記入上の注意

推薦書及び応募書の記入にあたっては、次のことに注意してください。

- ・「経歴」、「農業経営の状況」、「推薦（応募）理由」は詳しく記入してください。枠内に記入できない場合は、別紙に記入して提出してください。「経歴」欄には、農業に関連する経歴も記入してください。

13. その他

- ・提出された書類は、一切返却いたしません。
- ・追加の提出書類や説明を求める場合があります。
- ・ご不明な点等は、書類の作成、提出の前にお問い合わせください。
- ・提出する書類が2枚以上の場合は、ホチキス止めしてください。

問合わせ・提出先

邑楽町農業委員会事務局

〒370-0692 邑楽町大字中野2570-1

電話番号 0276-88-5511 **FAX** 0276-88-3247